

平成30年度 第1回

小型ボイラー取扱特別教育のご案内

一般社団法人 日本ボイラ協会愛知支部

小型ボイラーの取扱いには、労働安全衛生法第59条第3項（安全衛生規則第36条）により、小型ボイラー取扱特別教育を修了することが必要です。

記

- 1、受講のための資格 なし
- 2、講習期日・会場

	会 場	開催日時
学 科	日本クレーン協会半田教習センター	6月14日（木）8:50～17:00
実 技	同 上（ボイラー室）	6月15日（金）12:45～17:00

☆会場住所：〒475-0862 半田市住吉町3丁目155 ☎0569-32-2600

- 3、定 員 20名（但し、10名未満の場合は中止することがあります。）
- 4、受講料 会 員 12,900円（テキスト代・消費税含む）
非会員 14,900円（同上）
「振込み先」三菱東京UFJ銀行 大津町支店 普通3927394
（一社）日本ボイラ協会愛知支部

5、講習科目と所要時間

- 【学科】ボイラーの構造に関する知識・・・・・・・・・・2時間
ボイラーの附属品に関する知識・・・・・・2時間
燃料及び燃焼に関する知識・・・・・・・・・・2時間
関係法令・・・・・・・・・・・・・・・・・・1時間
- 【実技】小型ボイラーの運転・保守・点検・・・・・・4時間

- 6、申込み方法 受講申込書提出前にあらかじめ電話予約をお願いします。
- 7、修了証交付 所定の講習終了後に交付します。
- 8、その他 受講者を変更される場合は講習前日までにご連絡下さい。
納入済みの受講料は平成30年6月7日までに取消しの手続きがない場合には返金出来ません。